

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人四天王寺学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を大阪市天王寺区四天王寺一丁目11番18号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従って、四天王寺開祖聖徳太子が讃仰された仏教の精神を礎として、学校教育を行い、我が国はもとより、国際社会に貢献する有為な人材の育成を目的とする。
(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 四天王寺大学大学院

人文社会学研究科

(2) 四天王寺大学

人文社会学部

日本学科・国際キャリア学科・
社会学科・人間福祉学科

教育学部

教育学科

経営学部

経営学科

看護学部

看護学科

(3) 四天王寺大学短期大学部

保育科・生活ナビゲーション学科

(4) 四天王寺高等学校

全日制課程 普通科

(5) 四天王寺羽曳丘高等学校

全日制課程 普通科

(6) 四天王寺学園高等学校

全日制課程 普通科

(7) 四天王寺中学校

(8) 四天王寺学園中学校

(9) 四天王寺小学校

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 8人以上12人以内

(2) 監 事 2人又は3人

2 理事のうち1人を理事長とし、宗教法人四天王寺代表役員の職に在る者をもって充てる。

3 理事長は、次条第1項第2号のうちから常務理事を指名し、あらかじめ理事会において決定したこの法人の日常業務を執行させる。

4 理事長は、次条第1項第2号から第6号に規定する理事の中から、担当理事を指名し、この法人の運営する学校のうち、あらかじめ理事会において決定した特定の学校（以下「担当校」という。）の日常業務を執行させることができる。

5 監事のうち1名を常勤監事とすることができる。

（理事の選任）

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 宗教法人四天王寺代表役員

(2) 宗教法人四天王寺責任役員のうちから、宗教法人四天王寺総務会において選任された者 2人又は3人

(3) 四天王寺大学大学院学長、四天王寺大学学長、四天王寺大学短期大学部学長、四天王寺高等学校長、四天王寺羽曳丘高等学校長、四天王寺学園高等学校長、四天王寺中学校長、四天王寺学園中学校長又は四天王寺小学校長のうちから理事会において選任された者

1人又は2人

(4) 宗教法人四天王寺信徒総代のうちから互選された者

1人又は2人

(5) 評議員のうちから評議員会において選任された者

1人

(6) 学識経験者のうちから理事会において選任された者

2人又は3人

2 前1号より5号に規定する理事は、それぞれ代表役員、責任役員、学長、校長、信徒総代又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

（役員任期）

第8条 役員（第6条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事および担当理事の職務)

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、あらかじめ理事会において決定したこの法人の日常業務の執行を分掌する。

2 担当理事は、理事長を補佐し、この法人の日常業務のうち、担当校に関する日常業務の執行を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること

- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から14日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない

ない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、25人以上28人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することはできない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(議事録)

第20条 第18条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の理事のうちから選任された者 7人
- (2) 宗教法人四天王寺責任役員又は職員のうちから選任された者 3人又は4人
- (3) この法人の職員のうちから選任された者 4人又は5人
- (4) この法人の設置する学校を卒業した年齢25歳以上の者のうちから選任された者 3人
- (5) 学識経験者のうちから選任された者 8人又は9人

2 前項に規定する評議員の選任については、理事会において行う。

3 第1項第1号、第2号及び第3号に規定する評議員は、その法人の役員又は職員の地位を退いたときは、評議員の職を失う。

（評議員の任期）

第24条 評議員（第23条第1項第1号に掲げる評議員を除く。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまで、なおその職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資 産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に預金とし、若しくは郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の事業遂行に要する経費は、資産から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定・試験料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、補正予算はその都度、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第15条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解 散)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合 併
- (4) 破 産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第42条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、学校法人四天王寺学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

理事	出口 常順
理事	吉田 秀映
理事	滝藤 準教
理事	南谷 憲澄
理事	佐伯 勇
監事	塚原 徳心
監事	山田 庄助

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和26年3月8日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和32年3月15日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和42年1月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和48年8月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和55年8月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和58年1月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和59年3月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和59年5月18日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和60年12月25日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和61年3月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和61年12月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年3月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、(平成元年7月7日)文部大臣認可、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成5年3月12日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成9年12月19日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成10年9月30日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、(平成11年10月29日)文部大臣認可、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年5月9日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年12月19日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年5月20日)から施行する。

附 則

文部科学大臣認可(平成19年12月3日)のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

平成21年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年10月26日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

(四天王寺大学短期大学部生活科学科の存続に関する経過措置)

四天王寺大学短期大学部生活科学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成23年10月28日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

平成26年3月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

平成29年3月10日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年5月26日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年10月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年1月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年8月31日）から施行する。

寄附行為新旧比較対照表（案）

新	旧
<p>第2章 目的及び事業 (設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 四天王寺大学大学院 人文社会学研究科 <u>看護学研究科</u></p> <p>(2) 四天王寺大学 人文社会学部 日本学科・国際キャリア学科・社会学科・人間福祉学科 教育学部 教育学科 経営学部 経営学科 看護学部 看護学科</p> <p>(3) 四天王寺大学短期大学部 保育科・生活ナビゲーション学科</p> <p>(4) 四天王寺高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(5) 四天王寺羽曳丘高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(6) 四天王寺学園高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(7) 四天王寺中学校</p> <p>(8) 四天王寺学園中学校</p> <p>(9) 四天王寺小学校</p>	<p>第2章 目的及び事業 (設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 四天王寺大学大学院 人文社会学研究科 <u>(新設)</u></p> <p>(2) 四天王寺大学 人文社会学部 日本学科・国際キャリア学科・社会学科・人間福祉学科 教育学部 教育学科 経営学部 経営学科 看護学部 看護学科</p> <p>(3) 四天王寺大学短期大学部 保育科・生活ナビゲーション学科</p> <p>(4) 四天王寺高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(5) 四天王寺羽曳丘高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(6) 四天王寺学園高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(7) 四天王寺中学校</p> <p>(8) 四天王寺学園中学校</p> <p>(9) 四天王寺小学校</p>
<p>附 則 <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	<p>附 則 <u>(新設)</u></p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

単位:千円

区 分		設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類							
		平成29年度	平成30年度	開設年度の前年度 (令和元年度)	開設年度 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	合 計	
設置経費	校 地 (うち造成費)	-	-	-	-	-	-	-	
	施設	基 準 内	-	-	-	-	-	-	
		基 準 外	-	-	-	-	-	-	
	設備	図 書	-	-	3,500	2,000	-	-	5,500
		教 具	-	-	7,810	900	600	-	9,310
		校 具							
	備 品								
小 計		0	0	11,310	2,900	600	0	14,810	
新設校の開設年度の経常経費									
合 計		0	0	11,310	2,900	600	0	14,810	

既設校からの 共用	施設	基 準 内	125,697
		基 準 外	8,642
	設備	図 書	6,343
		教 具・校 具・備 品	10,093

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
施設準備引当特定資産	14,810千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積み立てた施設準備引当特定資産2,225,941千円のうち14,810千円を財源に充当 ※なお、別途平成31年度開設の看護学部に支払残額93,123千円がある
合 計	14,810千円	

財 産 目 録 総 括 表

科目	年度	平成29年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成31年3月31日)
一 基本財産		38,412,851 千円	39,025,543 千円	39,025,543 千円
二 運用財産		12,088,210 千円	11,178,347 千円	11,178,347 千円
三 負債額		6,399,131 千円	6,258,273 千円	6,258,273 千円
1. 固定負債		4,546,383 千円	4,304,776 千円	4,304,776 千円
2. 流動負債		1,852,748 千円	1,953,497 千円	1,953,497 千円
四 基本財産 + 運用財産		50,501,061 千円	50,203,890 千円	50,203,890 千円
五 純資産(四－三)		44,101,930 千円	43,945,617 千円	43,945,617 千円

貸借対照表

平成31年 3月31日

(単位 円)

資産の部				
科 目	本年度末	前年度末	増 減	
固定資産	45,171,520,107	45,477,945,361	△	306,425,254
有形固定資産	39,021,966,686	38,407,341,934		614,624,752
特定資産	6,039,722,575	6,958,672,093	△	918,949,518
その他の固定資産	109,830,846	111,931,334	△	2,100,488
流動資産	5,032,370,472	5,023,115,460		9,255,012
資産の部合計	50,203,890,579	50,501,060,821	△	297,170,242
負債の部				
科 目	本年度末	前年度末	増 減	
固定負債	4,304,776,629	4,546,383,195	△	241,606,566
流動負債	1,953,496,509	1,852,747,924		100,748,585
負債の部合計	6,258,273,138	6,399,131,119	△	140,857,981
純資産の部				
科 目	本年度末	前年度末	増 減	
基本金	63,328,835,890	61,737,754,255		1,591,081,635
第1号基本金	62,727,108,257	61,136,026,622		1,591,081,635
第4号基本金	601,727,633	601,727,633		0
繰越収支差額	△ 19,383,218,449	△ 17,635,824,553	△	1,747,393,896
純資産の部合計	43,945,617,441	44,101,929,702	△	156,312,261
負債及び純資産の部合計	50,203,890,579	50,501,060,821	△	297,170,242

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	事業費	実施時期	備考
令和元年度	看護学研究科設置に係る備品等の購入	機械・器具92点	7,810 千円	令和2年3月	法人
	看護学研究科設置に係る図書購入	図書230冊	3,500 千円	令和2年3月	〃
	基幹系サーバー買換え	機器劣化による買換え	27,216 千円	令和元年8月	〃
	羽高 解体費用	1～3号館RC造 14,677.5㎡	149,590 千円	令和元年5月～	〃
	羽高 体育館等整備工事費	体育館RC造 3階建 3,478.14㎡ 噴水・庭園 3,636.96㎡	72,890 千円	令和元年5月～	建物改修:22,245,192円 構築物改修:50,640,246円
	看護学部設置に係る備品等の購入 (消耗品含む)	機械・器具26点 標本3点	66,590 千円	令和2年2月	大学・短大
	看護学部設置に係る図書の購入	図書1,074冊 学術雑誌462種 視聴覚資料75点	10,800 千円	令和2年3月	〃
	3号館地下1階トイレ改修工事	地下1階 男女30㎡	10,000 千円	令和元年8月	〃
	大講堂プロジェクター更新	4台更新	11,880 千円	令和元年6月～	〃
	1号館受水槽内部補強工事	2槽式 有効水量 61.4㎡	1,860 千円	令和元年10月	〃
	1号館冷却塔CT-4整備工事(講堂系統R-4用)	1機整備	1,170 千円	令和元年10月	〃
	4号館冷却水ポンプ取替修理	2/6台を交換	3,500 千円	令和元年10月	〃

年度	事項	事業規模等	事業費	実施時期	備考
令和元年度	事務局棟冷却塔CT-2 整備工事(バックアップ使用)	1機整備	1,410 千円	令和元年10月	大学・短大
	授業支援システム更新	PC教室用システム	16,153 千円	平成31年度 4月更新予定	〃
	無線LAN機器更新	無線LAN接続機器拡充	27,087 千円	令和元年度 7月更新予定	〃
	授業支援システム更新	授業評価システム	4,000 千円	令和元年度 7月更新予定	〃
	会議システム更新	ペーパーレス会議システム	3,800 千円	令和元年度 7月更新予定	〃
	入試システム更新	入試システム Web出願システム Web合否照会システム	11,000 千円	令和元年度 9月導入予定	〃
	学修ポートフォリオ システム更新	和の精神	3,000 千円	令和元年度 9月更新予定	〃
	保険導入	サイバーセキュリティー保険	800 千円	令和元年度 9月更新予定	〃
	図書購入費	図書館及び既設学部・学科等の図書整備(看護学部 含む)	29,080 千円	平成31年4月～ 令和2年3月	〃
	2号館 北側塀控壁 設置工事	30m	1,700 千円	令和元年8月	(天)高中
	3号館用吸収式空調 室外機入替	平成8年の設置から23年経過 機器の劣化による入替	27,920 千円	令和元年8月	〃
	4号館4階 447教室西側 壁面漏水修理	建物外壁のヒビと 防水層の劣化による	4,698 千円	令和元年8月	〃
	C棟 空調室外機 取替	平成4年の設置から28年経過 機器の劣化による入替	5,796 千円	令和元年8月	〃
滴心館 ボイラー取替	平成2年の設置から30年経過 機器の劣化による入替	10,000 千円	令和元年8月	〃	
教室用プロジェクター取付	全教室 67教室	40,000 千円	令和元年8月	〃	

年度	事項	事業規模等	事業費	実施時期	備考
令和元年度	体育館屋根修理	平成2年の設置から30年経過 防水の劣化による修理	2,000 千円	令和元年8月	(天)高中
	台風による4号館屋上 校名看板取替		1,200 千円	令和元年8月	〃
	台風による下足置場 下屋の屋根材取替		2,420 千円	令和元年8月	〃
	台風による校庭東側 門扉取替		4,158 千円	令和元年8月	〃
	電気室 高圧受電 設備工事	8台	2,117 千円	令和元年8月	〃
	電気室 変圧器トランス 油入替	8台	5,212 千円	令和元年8月	〃
	食堂 食器洗浄機取替	平成13年の設置から19年経過 機器の劣化による入替	3,348 千円	令和元年8月	〃
	和光館 非常用 発電機修理	昭和57年の設置から38年経過 機器の劣化による修理	1,447 千円	令和元年8月	〃
	建物の改修	照明設備等	7,620 千円	随時	四天王寺学園高校・中学
	構築物の設置	駐輪場、駐車場防犯カメラ設置	1,900 千円	随時	〃
	教育用機器の購入	実験用機器類他	22,650 千円	随時	〃
	管理用機器の購入	事務用機器類	1,840 千円	随時	〃
	図書	図書・人権図書	500 千円	随時	〃
	教育用機器の購入	サーバ統合・システム再構築他	16,090 千円	随時	四天王寺小学校
管理用機器の購入	事務用機器類他	940 千円	随時	〃	

年度	事項	事業規模等	事業費	実施時期	備考
令和元年度	図書	図書・人権図書	260 千円	随時	四天王寺小学校

年度	事項	事業規模等	事業費	実施時期	備考
令和2年度	情報系サーバー買換え	機器劣化による買換え	16,000 千円	令和2年8月	法人
	羽高 解体費用	1～3号館RC造 14,677.5㎡	99,730 千円	～令和2年4月	〃
	羽高 体育館等 整備工事費	体育館RC造 3階建 3,478.14㎡ 噴水・庭園 3,636.96㎡	48,591 千円	～令和2年4月	建物改修:14,830,128円 構築物改修:33,760,164円
	看護学研究科設置に係る 備品等の購入	機械・器具9点	900 千円	令和3年3月	大学・短大
	看護学研究科設置に係る 図書購入	学術雑誌13種	2,000 千円	令和2年4月	〃
	看護学部設置に係る備品 等の購入(消耗品含む)	機械・器具105点 標本8点	15,740 千円	令和3年2月	〃
	3号館2階・3階トイレ 改修工事	2階 男女 29.16㎡ 3階 男 29.16㎡、女 29.16㎡	25,000 千円	令和2年4月	〃
	3号館外壁改修工事	約1,700㎡	30,000 千円	令和2年8月	〃
	2号館2.3階床(OAフローア) 修理工事	233.28㎡ × 4部屋	10,000 千円	令和2年4月	〃
	エレベーター2号機改修 (2号館)	地上4階	15,340 千円	令和2年8月	〃
	6号館LED照明器具 更新工事	大教室6部屋 (220㎡×6部屋)	15,000 千円	令和2年8月	〃
	4号館中央監視リモート 端末整備(SCS-2-3ライン)	10講義室の24ラインのスイッチ交換	14,000 千円	令和2年10月	〃
	講堂防水塗装工事	述べ面積 1,192.748㎡	55,000 千円	令和2年4月	〃
	5号館中央監視リモート 端末整備(SCS-5-2ライン)	9つの講義室 34ラインのスイッチ交換	7,000 千円	令和2年10月	〃
情報系PC更新	図書館自習室用PC(約300台)、プリンタ PC教室(155教室、157教室)	16,000 千円	令和2年4月	〃	

年度	事項	事業規模等	事業費	実施時期	備考
令和2年度	事務部門PCソフト更新	Windows10Kホスト対応	3,000 千円	令和2年4月	大学・短大
	教室AV機器更新	教室設置AV機器(約60教室(Ⅱ期))	105,000 千円	令和2年4月	〃
	事務部門PC更新	事務部門PC100台、プリンタ8台	13,000 千円	令和2年7月	〃
	授業支援システム更新	PC教室用システム	10,756 千円	令和2年9月	〃
	図書館システム更新	学術図書管理システム	13,000 千円	令和2年9月	〃
	給与・会計システム更新	給与システム(人事課) 会計システム(経理課・管財課)	8,000 千円	令和2年9月	〃
	入試システム更新	入試システム、Web出願システム Web合否照会システム	11,000 千円	令和2年9月	〃
	学生証発行機更新	学生支援課設置機器 (非接触カード発行機)	2,500 千円	令和2年9月	〃
	図書購入費	図書館及び既設学部・学科等の図書整備(看護学部含む)	29,807 千円	令和2年4月 ～令和3年3月	〃
	1号館校舎外壁のフッソ塗装	コンクリート表面保護 633㎡	10,000 千円	令和2年8月	(天)高中
	2号館教室照明器具LEDに取替		6,000 千円	令和2年8月	〃
	2号館西、中階段床材張替		4,000 千円	令和2年8月	〃
	3号館廊下、階段床材張替		4,000 千円	令和2年8月	〃
4号館屋上防水階段床材張替		4,000 千円	令和2年8月	〃	
校用車買換		4,000 千円	令和2年8月	〃	

年度	事項	事業規模等	事業費	実施時期	備考
令和2年度	第2メディア教室 パソコン等取替		8,000 千円	令和2年8月	(天)高中
	体育館の排気ダクト モーター取替、清掃		9,000 千円	令和2年8月	〃
	校門の内装改修と 外面塗装		6,700 千円	令和2年8月	〃
	食堂厨房床防水		3,000 千円	令和2年8月	〃
	食堂厨房機器更新		18,000 千円	令和2年8月	〃
	食堂厨房ダクト清掃		800 千円	令和2年8月	〃
	2号館教室等の 換気扇取替		900 千円	令和2年8月	〃
	1号館屋上の植木残土 処分及び排水改修		18,000 千円	令和2年8月	〃
	パッケージエアコン更新 和光館(美術、映写室)		2,000 千円	令和2年8月	〃
	教育用機器の購入	PCネットワーク統合	16,903 千円	随時	四天王寺学園高校・中学
	管理用機器の購入	事務用機器類	500 千円	随時	〃
	図書	図書・人権図書	500 千円	随時	〃
	教育用機器の購入	PCネットワーク統合	12,269 千円	随時	四天王寺小学校
	管理用機器の購入	事務用機器類	380 千円	随時	〃
図書	図書・人権図書	500 千円	随時	〃	

年度	事項	事業規模等	事業費	実施時期	備考
令和3年度	看護学研究科設置に係る備品等の購入	機械・器具6点	600 千円	令和4年3月	大学・短大
	3号館屋根(全面)防水改修工事	1,530 m ²	20,000 千円	令和4年3月	〃
	エレベーター5号機改修(5号館)	地下2階、地上3階、RF	16,420 千円	令和3年8月	〃
	4号館中央トイレ2～4階改修工事	42.36m ² × 男女3箇所	60,000 千円	令和3年4月	〃
	6号館屋上防水工事	3,200m ²	20,000 千円	令和4年3月	〃
	体育館床ワックス工事	メインアリーナ 1,787.96m ² サブアリーナ 953.50m ²	6,000 千円	令和3年8月	〃
	4号館中央監視リモート端末整備(SCS-4-1・2ライン)	9講義室の18ラインのスイッチ交換	14,000 千円	令和3年10月	〃
	講堂吸収式冷温水機整備	1機整備	30,000 千円	令和3年4月	〃
	PC教室機器更新	PC教室設置機器(PC、プリンタ) (4-106、4-152、4-154)	15,600 千円	令和3年4月	〃
	ICT教室機器更新	ICT教室設置タブレット等	2,000 千円	令和3年4月	〃
	入試システム更新	入試システム、Web出願システム Web合否照会システム	11,000 千円	令和3年9月	〃
	事務系処理用オフィスコンピューター更新	オフィスコンピューター機器一式	13,500 千円	令和3年9月	〃
	就職システム更新	学生向け就職システム	17,500 千円	令和3年9月 ～令和7年8月	〃
	事務系ネットワーク機器更新	事務系基幹ネットワークスイッチ等	15,000 千円	令和3年9月 ～令和7年8月	〃
図書購入費	図書館及び既設学部・学科等の図書整備(看護学部含む)	30,552 千円	令和3年4月 ～令和4年3月	〃	

年度	事項	事業規模等	事業費	実施時期	備考
令和3年度	1号館の教室照明をLED器具に更新		6,000 千円	令和3年8月	(天)高中
	滴心館ろ過ユニット取替		3,000 千円	令和3年8月	〃
	和光館空調室内機更新 客室、ロビー、操作室		6,000 千円	令和3年8月	〃
	和光館須弥壇、演壇、 司会台、花台塗装		3,000 千円	令和3年8月	〃
	2号館の外壁タイル張替 (東西建物)		30,000 千円	令和3年8月	〃
	教育用機器の購入	実験用機器類他	6,000 千円	随時	四天王寺学園高校・中学
	管理用機器の購入	事務用機器類	500 千円	随時	〃
	図書	図書・人権図書	500 千円	随時	〃
	教育用機器の購入	実験用機器類他	5,000 千円	随時	四天王寺小学校
	管理用機器の購入	事務用機器類	380 千円	随時	〃
	図書	図書・人権図書	500 千円	随時	〃

年度	事項	事業規模等	事業費	実施時期	備考
令和4年度	3号館熱源更新	1機更新	90,000 千円	令和4年4月	大学・短大
	大講堂パーテーションメンテナンス工事	約80m	3,000 千円	令和5年3月	〃
	エレベーター4号機改修(4号館)	地下1階、地上4階	17,280 千円	令和4年8月	〃
	5号館屋根(全面)防水改修工事	屋上庭園 1,179.36㎡	100,000 千円	令和4年5月	〃
	4号館トイレ(西側3・4階)改修工事	39.38㎡ × 男女2箇所	40,000 千円	令和4年8月	〃
	中央監視用スケジュールサーバー改修	学内12棟のシステム管理サーバー	10,000 千円	令和4年8月	〃
	大講堂屋根一文字吹メンテナンス工事	1,769.12㎡	5,000 千円	令和5年2月	〃
	教育系ネットワーク機器更新	基幹、7号館、VPN機器更新(ネットワークスイッチ)	15,900 千円	令和4年9月 ～令和8年8月	〃
	入試システム更新	入試システム、Web出願システム Web合否照会システム	11,000 千円	令和4年9月	〃
	図書購入費	図書館及び既設学部・学科等の図書整備(看護学部含む)	31,316 千円	令和4年4月 ～令和5年3月	〃
	生徒WCの内装改修		7,000 千円	令和4年8月	(天) 高中
	滴心館の照明LED更新		2,000 千円	令和4年8月	〃
	プレイホール床の表面改修		2,000 千円	令和4年8月	〃
	和光館吊物ワイヤー取替		2,000 千円	令和4年8月	〃
	滴心館の空調機取替		10,000 千円	令和4年8月	〃
2号館の外壁タイル張替(南北建物)		30,000 千円	令和4年8月	〃	

年度	事項	事業規模等	事業費	実施時期	備考
令和4年度	和光館中庭タイル 壁石補修		20,000 千円	令和4年8月	(天)高中
	和光館ロビー絨毯張替		3,000 千円	令和4年8月	〃
	第1体育館、第3体育館 床面改修		4,000 千円	令和4年8月	〃
	体育館外壁塗装		80,000 千円	令和4年8月	〃
	教育用機器の購入	実験用機器類他	6,000 千円	随時	四天王寺学園高校・中学
	管理用機器の購入	事務用機器類	500 千円	随時	〃
	図書	図書・人権図書	500 千円	随時	〃
	教育用機器の購入	実験用機器類他	5,000 千円	随時	四天王寺小学校
	管理用機器の購入	事務用機器類	380 千円	随時	〃
	図書	図書・人権図書	500 千円	随時	〃

様式第10号その1（第12条関係）

資金収支予算決算総括表

（収入の部）

（単位：千円）

科目	年度	開設年度	令和3年度	完成年度
		看護学研究科	看護学研究科	看護学研究科
学生生徒等納付金収入		7,200	12,600	14,400
手数料収入		460	460	460
寄付金収入		0	0	0
補助金収入		0	0	0
資産売却収入		0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0
雑収入		0	0	0
借入金等収入		0	0	0
前受金収入		4,500	4,500	4,500
その他の収入		0	0	0
資金収入調整勘定		0	▲ 4,500	▲ 4,500
前年度繰越支払資金		0	0	0
収入の部合計		12,160	13,060	14,860

（支出の部）

（単位：千円）

科目	年度	開設年度	平成33年度	完成年度
		看護学部	看護学部	看護学部
人件費支出		39,390	40,090	40,820
教育研究経費支出		5,090	8,180	9,200
管理経費支出		1,580	3,160	3,710
借入金等利息支出		0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0
施設関係支出		0	0	0
設備関係支出		2,940	680	90
資産運用支出		0	0	0
その他の支出		0	0	0
[予備費]		0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0
翌年度繰越支払資金		▲ 36,840	▲ 39,050	▲ 38,960
支出の部合計		12,160	13,060	14,860

様式第10号その2（第12条関係）

事業活動収支予算決算総括表

（単位：千円）

科目		年度	開設年度 看護学研究科	令和3年度 看護学研究科	完成年度 看護学研究科
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	7,200	12,600	14,400
		手数料	460	460	460
		寄付金	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0
		付随事業収入	0	0	0
		雑収入	0	0	0
		教育活動収入計	7,660	13,060	14,860
	支出	人件費	39,390	140,400	40,820
		教育研究経費	5,090	8,180	9,200
		管理経費	1,580	3,160	3,710
		徴収不能額等	0	0	0
教育活動支出計	46,060	151,740	53,730		
教育活動収支差額		▲ 38,400	▲ 138,680	▲ 38,870	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計	0	0	0
	支出	借入金等利息	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	0	0	0
教育活動外収支差額		0	0	0	
経常収支差額		▲ 38,400	▲ 138,680	▲ 38,870	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0
		特別収入計	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0
		特別支出計	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	
〔予備費〕		0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		▲ 38,400	▲ 138,680	▲ 38,870	
基本金組入額合計		▲ 2,940	▲ 680	▲ 90	
当年度収支差額		▲ 41,340	▲ 139,360	▲ 38,960	
前年度繰越収支差額		0	▲ 41,340	▲ 180,700	
基本金取崩額		0	0	0	
翌年度繰越収支差額		▲ 41,340	▲ 180,700	▲ 219,660	
（参考）					
事業活動収入計		7,660	13,060	14,860	
事業活動支出計		46,060	151,740	53,730	